

「臨時休業等の期間中の児童生徒への ICT を活用した支援や学習指導等に関する調査」  
に関する Q&A

問 1 午前中は授業をし、午後から休業をした場合は、その日を本調査における臨時休業等の期間に含めますか。

(答)

指導要録では、授業を行った日については授業日数に含めることから、今回の調査においても同様に、一部授業を実施した日は授業日として取り扱い、臨時休業等の期間には含めないでください。

問 2 学校の状況や取組を把握している場合、学校の負担軽減のために、教育委員会がログインして代理で回答してよいですか。

(答)

学校側に回答内容の確認を取った上で、教育委員会が代理でログイン・回答を行うことは差し支えありません。ただし、文部科学省から直接学校に問い合わせをする可能性もありますので、回答内容は学校と共有するようお願いいたします。